



第8章 公共交通施策・事業及びその実施主体、事業スケジュール

各目標に紐づく公共交通施策、実施主体、実施エリア及び事業実施年度を以下に示します。

8-1 目標 i に紐づく公共交通施策

目標 i

中標津市内線の利便性向上及び市街地内における移動機会の確保

公共交通
施策①

中標津市内線の利便性向上に向けた見直し

重点課題 1
との対応

重点課題 2
との対応

重点課題 3
との対応

重点課題 4
との対応

施策実施
内容

・阿寒バス㈱が運行する中標津市内線は、今後も本町からの必要な支援や北海道の広域生活交通路線維持費補助を受けながら運行継続を行う一方で、令和 4 年度に実施した乗降調査では利用が著しく少ない地域・バス停の存在、町民意見交換会での所要時間を短くしてほしいという要望など、課題や求められるニーズが浮き彫りになりました。

・また、運行主体である阿寒バス㈱より運転手不足による運行便数の削減の打診を受け、令和 4 年 10 月より運行便数の削減を行っています。

・このような状況を踏まえ、利用実態や町民要望、運行主体の阿寒バス㈱の状況に対応すべく、運行ルートの見直し及び見直しによる所要時間短縮、といった効率化と利便性の両側面から中標津市内線の見直しを検討します。

・なお、見直しについては、令和 5 年度及び令和 6 年度に見直し内容の検討を行い、令和 7 年度から見直した内容での運行を予定しています。

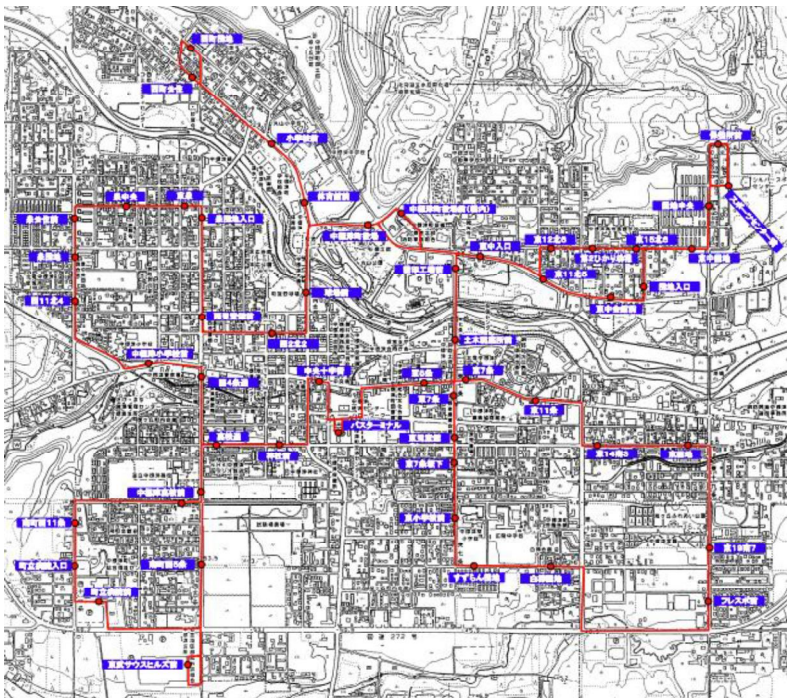


図 8-1 現在の中標津市内線の運行ルート

実施主体

中標津町、バス事業者 など

実施
エリア

中標津市内線沿線地域

実施
年度

事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
1	中標津市内線見直し内容の検討	●	●			
2	中標津市内線見直し内容での運行			●	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標 i

中標津市内線の利便性向上及び市街地内における移動機会の確保

公共交通 施策②	市街地内における移動機会の確保に関 する方策の検討・導入		重点課題 1 との対応	重点課題 2 との対応	重点課題 3 との対応	重点課題 4 との対応	
			●				
施策実施 内容	・公共交通施策①の中標津市内線の見直しにより、運行ルート外となった地域においては、ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策を検討します。 ・なお、ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策の実施に向けては、町内ハイヤー事業者と実現の有無について、継続的に協議・調整を進めます。 ・ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策の詳細な実施内容については、令和 5 年度及び令和 6 年度の中標津市内線の見直しと併せて検討を行い、令和 7 年度から予定する中標津市内線の見直し運行に合わせた実施を予定します。 ・また、ハイヤー助成券の交付については、令和 2 年に改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により実施可能となった、「乗用タクシーの運賃低廉化措置」を適用し、町から必要な経費負担を行うとともに、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用を検討します。 ・「乗用タクシーの運賃低廉化措置」の適用の検討にあたっては、全国の先行事例などを参考に、本町で実施するにあたってのスキームを作成します。						
実施主体	中標津町、ハイヤー事業者 など						
実施 エリア	中標津市内線沿線地域						
実施 年度	事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
	1	代替移動支援策の内容検討	●	●			
	2	代替移動支援策のスキーム作成	●	●			
	3	代替移送支援策の実施			●	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

8-2 目標 ii に紐づく公共交通施策

目標 ii		自宅付近で乗車できる農村部交通の導入・確保							
公共交通 施策③		重点課題 1 との対応		重点課題 2 との対応		重点課題 3 との対応		重点課題 4 との対応	
				●					
施策実施 内容	・現在、農村部を中心に運行している町営バス（俣落線、武佐線、養老牛線）について、乗降調査や農村部で実施した関係者ヒアリングの結果から、利用者が小規模かつ限定されている状況がみられました。 ・利用者が小規模かつ限定されている要因としては、農村部特有の散居形態が起因し、バス停から自宅までの距離が遠いなどの要因が挙げられています。 ・そこで、より利用しやすいよう、予約に応じて利用者の自宅付近まで送迎を行うことが可能な予約運行型（デマンド型）交通へと転換し、農村部に居住する町民の移動手段の確保を検討します。 ・詳細な運行内容については、令和 5 年度及び令和 6 年度に検討を行います。運行区域については、現在、町営バスが運行している農村部を運行区域として設定し、これまでの町営バス同様に町が運行主体となり、ハイヤー事業者への運行委託を行うことを検討します。 ・なお、現状の町営バス及び見直しを検討しているデマンド型交通の運行維持に向けては、町から運行維持に必要な経費負担を行うとともに、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用や北海道の市町村生活バス路線運行費補助を受けながら、運行を行うことを予定します。 ・また、デマンド型交通の運行に際し、車両購入が必要な場合においては、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：車両購入に係る補助）も活用しつつ、効率的な車両導入を行うことを予定します。								
									
	図 8-2 現在の町営バスの運行ルート								
実施主体	中標津町、ハイヤー事業者 など								
実施 エリア	町営バス運行地域								
実施 年度	事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度		
	1	デマンド型交通運行内容の検討	●	●					
	2	デマンド型交通の運行			●	◎	◎		

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標 ii		自宅付近で乗車できる農村部交通の導入・確保					
公共交通 施策④	デマンド型交通への見直しによるリソースの他公共交通施策への活用		重点課題 1 との対応	重点課題 2 との対応	重点課題 3 との対応	重点課題 4 との対応	
				●	●		
施策実施 内容	・公共交通施策③の実施により、町営バス路線の運行に要していた車両及び運転手といったリソースの効率化が図られることが想定され、これらリソースを公共交通施策⑤で整理する中標津市街地-計根別地区間の通学便運行への活用を検討します。 ・また、デマンド型交通への見直しによるリソース等を活用し、観光資源へのアクセスなどについても併せて検討します。 ・これらのことにより、公共交通に係る経費を大幅に増加させることなく、各種交通手段を確保できる一方で、町内交通事業者の運転手不足等の問題解決の一助となることも想定されます。						
実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者 など						
実施 エリア	中標津町内						
実施 年度	事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
	1	交通事業者との協議	●	●	-	-	-
	2	庁内調整	●	●	-	-	-

△：検討、●：実施、◎：継続実施

8-3 目標iiiに紐づく公共交通施策

目標iii		市街地-計根別地区間における下校便等の確保					
公共交通 施策⑤		市街地-計根別地区間における下校便 の運行		重点課題1 との対応	重点課題2 との対応	重点課題3 との対応	重点課題4 との対応
						●	
施策実施 内容	・現在の市街地-計根別地区間の公共交通としては、阿寒バス㈱が標津標茶線を運行していますが、中標津農業高等学校では下校時間帯で高校生がバスに乗り切れないため、分散下校及び短縮授業を行っており、授業数の確保に影響が出ている状況です。 ・このような状況を改善するため、公共交通施策③及び④と連動し、町営バス路線をデマンド型交通とすることで産まれることが想定される運行車両及び運転手といったリソースを活用し、市街地-計根別地区間における下校便の運行を検討します。 ・なお、下校便の運行については標津標茶線の利用者数を減少させないよう、これらの広域バス路線が運行していない空白の時間帯を想定します。 ・下校便の運行については、町が運行主体となり、運行は交通事業者への委託によるものとし、運行経費については、町から運行に必要な経費負担を行う一方で、地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）の活用など、国もしくは北海道の支援を受けながら、運行維持を行うことを想定します。						
	図 8-3 通学時間帯における 広域バス路線混雑状況						
実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者 など						
実施 エリア	中標津市街地-計根別地区間						
実施 年度	事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
	1	運行に向けた交通事業者との協議	●				
	2	運行内容の検討	●				
	3	通学便の運行	●	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標iii		市街地-計根別地区間における下校便等の確保					
公共交通 施策⑥		各種公共交通の接続性の確保		重点課題1 との対応	重点課題2 との対応	重点課題3 との対応	重点課題4 との対応
				●	●	●	●
施策実施 内容	・公共交通施策①・②・③・⑤を実施していく上で、各種公共交通が接続性を持たずに運行を行うことは、利用者が利用しづらくなることから、本町で運行する公共交通間の接続性の確保を行うとともに、阿寒バス(株)及び根室交通(株)が運行する広域バス路線との接続性も確保します。 ・なお、接続性を確保する地点としては、中標津市街地においては中標津町交通センター、計根別地区では計根別バス待合所を接続拠点として設定し、運行時間の検討を行います。 ・また、時刻表上で接続性を確保するだけではなく、その状況を、町民をはじめとする利用者に認知してもらうことも重要となることから、令和4年に実施した中標津町交通センターの案内表示の継続的な改善及び公共交通施策⑦⑧と連動した案内機能の強化を検討します。			改善前(バスレーン掲示)			
							
				改善後(バスレーン掲示:根室交通)			
							
		図 8-4 令和4年度に実施した 中標津町交通センターの案内表示の改善					
実施主体		中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者 など					
実施 エリア		中標津町内					
実施 年度	事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
	1	各種公共交通間における接続性を確保した時刻設定の検討・実施	◎	◎	◎	◎	◎
	2	接続拠点における案内機能強化	◎	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

8-4 目標ivに紐づく公共交通施策

目標iv		公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開																																																										
公共交通 施策⑦	各種公共交通における運行情報の適切な情報提供の実施	重点課題1 との対応	重点課題2 との対応	重点課題3 との対応	重点課題4 との対応																																																							
					●																																																							
施策実施 内容	・公共交通を気軽に利用するための環境整備として、町内を運行する公共交通の運行路線図や運行時間帯、利用の仕方、料金などを掲載した公共交通マップの作成・提供を行い、「公共交通の見える化」を検討します。																																																											
	令和4（2022）年10月1日改正版 白老町地域公共交通 ガイドブック 白老町を運行している地域公共交通 地域循環バス「元気号」 コミュニティバス「カムイ号」のほか 道南バスが運行する「道南バス」や 「日比谷バス」が運行する「道南」 などの路線を 紹介するとともに、乗車券の購入方法の ガイドブックです。 資料に活用ください。 目次 <table><tr><td>①バス運行体制概要</td><td>P.1～2</td></tr><tr><td>②乗客/バスのご案内（乗車券/バス）利用案内</td><td>P.3～5</td></tr><tr><td>③地域循環バス「元気号」利用案内</td><td>P.6～8</td></tr><tr><td>④コミュニティバス「カムイ号」利用案内</td><td>P.9～12</td></tr><tr><td>⑤道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.13～16</td></tr><tr><td>⑥道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.17～20</td></tr><tr><td>⑦道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.21</td></tr><tr><td>⑧道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.22</td></tr><tr><td>⑨道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.23～24</td></tr></table> 【発行担当】白老町政策推進課 地域戦略課 〒059-0995 白老町白老町大町1丁目1-1 白老町地域公共交通 ガイドブック 白老町を運行している地域公共交通 地域循環バス「元気号」 コミュニティバス「カムイ号」のほか 道南バスが運行する「道南バス」や 「日比谷バス」が運行する「道南」 などの路線を 紹介するとともに、乗車券の購入方法の ガイドブックです。 資料に活用ください。 目次 <table><tr><td>①バス運行体制概要</td><td>P.1～2</td></tr><tr><td>②乗客/バスのご案内（乗車券/バス）利用案内</td><td>P.3～5</td></tr><tr><td>③地域循環バス「元気号」利用案内</td><td>P.6～8</td></tr><tr><td>④コミュニティバス「カムイ号」利用案内</td><td>P.9～12</td></tr><tr><td>⑤道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.13～16</td></tr><tr><td>⑥道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.17～20</td></tr><tr><td>⑦道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.21</td></tr><tr><td>⑧道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.22</td></tr><tr><td>⑨道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.23～24</td></tr></table> 【発行担当】白老町政策推進課 地域戦略課 〒059-0995 白老町白老町大町1丁目1-1 白老町地域公共交通 ガイドブック 白老町を運行している地域公共交通 地域循環バス「元気号」 コミュニティバス「カムイ号」のほか 道南バスが運行する「道南バス」や 「日比谷バス」が運行する「道南」 などの路線を 紹介するとともに、乗車券の購入方法の ガイドブックです。 資料に活用ください。 目次 <table><tr><td>①バス運行体制概要</td><td>P.1～2</td></tr><tr><td>②乗客/バスのご案内（乗車券/バス）利用案内</td><td>P.3～5</td></tr><tr><td>③地域循環バス「元気号」利用案内</td><td>P.6～8</td></tr><tr><td>④コミュニティバス「カムイ号」利用案内</td><td>P.9～12</td></tr><tr><td>⑤道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.13～16</td></tr><tr><td>⑥道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.17～20</td></tr><tr><td>⑦道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.21</td></tr><tr><td>⑧道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.22</td></tr><tr><td>⑨道南バス「道南バス」利用案内</td><td>P.23～24</td></tr></table> 【発行担当】白老町政策推進課 地域戦略課 〒059-0995 白老町白老町大町1丁目1-1						①バス運行体制概要	P.1～2	②乗客/バスのご案内（乗車券/バス）利用案内	P.3～5	③地域循環バス「元気号」利用案内	P.6～8	④コミュニティバス「カムイ号」利用案内	P.9～12	⑤道南バス「道南バス」利用案内	P.13～16	⑥道南バス「道南バス」利用案内	P.17～20	⑦道南バス「道南バス」利用案内	P.21	⑧道南バス「道南バス」利用案内	P.22	⑨道南バス「道南バス」利用案内	P.23～24	①バス運行体制概要	P.1～2	②乗客/バスのご案内（乗車券/バス）利用案内	P.3～5	③地域循環バス「元気号」利用案内	P.6～8	④コミュニティバス「カムイ号」利用案内	P.9～12	⑤道南バス「道南バス」利用案内	P.13～16	⑥道南バス「道南バス」利用案内	P.17～20	⑦道南バス「道南バス」利用案内	P.21	⑧道南バス「道南バス」利用案内	P.22	⑨道南バス「道南バス」利用案内	P.23～24	①バス運行体制概要	P.1～2	②乗客/バスのご案内（乗車券/バス）利用案内	P.3～5	③地域循環バス「元気号」利用案内	P.6～8	④コミュニティバス「カムイ号」利用案内	P.9～12	⑤道南バス「道南バス」利用案内	P.13～16	⑥道南バス「道南バス」利用案内	P.17～20	⑦道南バス「道南バス」利用案内	P.21	⑧道南バス「道南バス」利用案内	P.22	⑨道南バス「道南バス」利用案内	P.23～24
	①バス運行体制概要	P.1～2																																																										
②乗客/バスのご案内（乗車券/バス）利用案内	P.3～5																																																											
③地域循環バス「元気号」利用案内	P.6～8																																																											
④コミュニティバス「カムイ号」利用案内	P.9～12																																																											
⑤道南バス「道南バス」利用案内	P.13～16																																																											
⑥道南バス「道南バス」利用案内	P.17～20																																																											
⑦道南バス「道南バス」利用案内	P.21																																																											
⑧道南バス「道南バス」利用案内	P.22																																																											
⑨道南バス「道南バス」利用案内	P.23～24																																																											
①バス運行体制概要	P.1～2																																																											
②乗客/バスのご案内（乗車券/バス）利用案内	P.3～5																																																											
③地域循環バス「元気号」利用案内	P.6～8																																																											
④コミュニティバス「カムイ号」利用案内	P.9～12																																																											
⑤道南バス「道南バス」利用案内	P.13～16																																																											
⑥道南バス「道南バス」利用案内	P.17～20																																																											
⑦道南バス「道南バス」利用案内	P.21																																																											
⑧道南バス「道南バス」利用案内	P.22																																																											
⑨道南バス「道南バス」利用案内	P.23～24																																																											
①バス運行体制概要	P.1～2																																																											
②乗客/バスのご案内（乗車券/バス）利用案内	P.3～5																																																											
③地域循環バス「元気号」利用案内	P.6～8																																																											
④コミュニティバス「カムイ号」利用案内	P.9～12																																																											
⑤道南バス「道南バス」利用案内	P.13～16																																																											
⑥道南バス「道南バス」利用案内	P.17～20																																																											
⑦道南バス「道南バス」利用案内	P.21																																																											
⑧道南バス「道南バス」利用案内	P.22																																																											
⑨道南バス「道南バス」利用案内	P.23～24																																																											
出典：白老町																																																												
図 8-5 公共交通ガイドブックの作成事例																																																												
実施主体	中標津町、バス事業者、ハイヤー事業者 など																																																											
実施 エリア	中標津町内																																																											
実施 年度	事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度																																																					
	1		公共交通マップの作成・提供	-	△	●	◎	◎																																																				

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標iv 公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開

公共交通 施策⑧	中標津町交通センターにおける分かりやすい乗車案内の継続的な実施	重点課題1 との対応	重点課題2 との対応	重点課題3 との対応	重点課題4 との対応		
施策実施 内容	・町内を運行する公共交通について、接近情報を視覚的に把握できるシステム（バスロケーションシステム）を導入することで、町内を運行する公共交通の運行状況の見える化を検討します。 ・なお、バスロケーションシステムの導入にあたっては、既存の標準的なバス情報フォーマット（GTFS データ）を活用（必要に応じて更新）し、バスロケーションシステムの構築を検討します。   出典：函館バス(株)						
	図 8-6 函館バス(株)バスロケーションシステム設置事例						
実施主体	中標津町、バス事業者 など						
実施 エリア	中標津町内						
実施 年度	事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
	1	GTFS データの更新もしくは作成	△	△	●	◎	◎
	2	バスロケーションシステムの構築	△	△	●	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施

目標iv		公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開					
公共交通 施策⑧	持続可能な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化		重点課題1 との対応	重点課題2 との対応	重点課題3 との対応	重点課題4 との対応	
			●	●	●	●	
施策実施 内容	・基本的な方針及び目標の実現に向けては、各公共交通施策の実施効果や変化する社会情勢等との整合性を継続的に把握・評価をし、柔軟に本計画の見直しに活かしていくことが重要です。 ・そこで、本計画に係る協議を行ってきた「中標津町地域公共交通活性化協議会」において、公共交通施策の実施・推進状況について、評価・検証を行います。						
実施主体	中標津町地域公共交通活性化協議会						
実施 エリア	中標津町内						
実施 年度	事業 No.	事業事項	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
	1	公共交通施策の実施・推進状況の評価・検証	●	◎	◎	◎	◎

△：検討、●：実施、◎：継続実施



第9章 公共交通施策の評価指標

9-1 公共交通施策と評価指標の関係性

「第8章 公共交通施策・事業及びその実施主体、事業スケジュール」で位置づけた公共交通施策と評価指標の関係性を以下に整理します。

表 9-1 評価指標と公共交通施策の関係性

評価指標名		施策番号								
		目標 i		目標 ii		目標 iii		目標 iv		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
評価指標①	中標津市内線利用者数	○								
評価指標②	ハイヤー助成等の代替移動支援策利用者数		○							
評価指標③	ハイヤー助成等の代替移動支援策の収支率		○							
評価指標④	ハイヤー助成等の代替移動支援策維持に要する公的資金投入額		○							
評価指標⑤	町営バス路線の利用者数			○		○				
評価指標⑥	町営バス路線の収支率			○		○				
評価指標⑦	町営バス路線の運行に要する公的資金投入額			○		○				
評価指標⑧	デマンド型交通利用者数			○		○				
評価指標⑨	デマンド型交通収支率			○		○				
評価指標⑩	デマンド型交通維持に要する公的資金投入額			○		○				
評価指標⑪	下校便利用者数				○	○				
評価指標⑫	本町内における公共交通の利用者数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
評価指標⑬	中標津町地域公共交通活性化協議会の開催回数									○

9-2 評価指標の算出方法及び目標値

本町における持続可能な公共交通体系の構築と、本計画に位置付けた各施策の進捗確認に向け、以下の評価指標を設定します。評価指標については、毎年、協議会において、実績データ、アンケート調査データ等を用いて達成状況を評価し、進捗状況を管理します。

(1) 目標 i に紐づく評価指標

目標 i	中標津市内線の利便性向上及び市街地内における移動機会の確保				
評価指標①	中標津市内線利用者数				
目標設定の考え方、計測方法等	・施策①の実施により、中標津市内線の利便性が向上し、利用者数の増加が見込まれる一方で、人口減少による利用者数も縮小傾向になることが予想されます。 ・これらのことから、令和 5 年度は人口減少を踏まえた目標値、施策①が実施される予定である令和 6 年度以降は利便性の向上（前年度利用者数の 10% 増）及び人口減少を踏まえた目標値を設定します。 ・施策①の実施内容によっては、計画期間内に目標値を見直すことも検討します。 ・目標値は、毎年度の 1 日あたりの利用者数を整理し、把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
52 人/日	52 人/日 以上	57 人/日 以上	62 人/日 以上	68 人/日 以上	75 人/日 以上

評価指標②	ハイヤー助成等の代替移動支援策の利用者数				
目標設定の考え方、計測方法等	・ハイヤー助成券の交付等の代替移動支援策については、令和 6 年度の中標津市内線の見直しと併せて検討を行い、令和 7 年度に予定する見直し運行に合わせることを想定しているため、支援策が確定次第、令和 7 年度の利用者数を現状値として整理し、以降は令和 7 年度の利用者数をもとに、目標値を設定します。 ・目標値は、毎年度の 1 日あたりの利用者数を整理し、把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
—	—	—	—	令和 7 年度の検討内容を踏まえて設定	

評価指標③	ハイヤー助成等の代替移動支援策の収支率				
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標②と同様に、令和 7 年度の収支率を現状値として、以降は令和 7 年度の収支状況をもとに、収支率を算出し、目標値を設定します。 ・目標値は、運行収入及び運行経費から収支率を算出し、把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
—	—	—	—	令和 7 年度の検討内容を踏まえて設定	

評価指標④	ハイヤー助成等の代替移動支援策維持に要する公的資金投入額				
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標②、③と同様に、令和 7 年度の町が支出する運行経費を現状値として、以降は令和 7 年度の経費状況をもとに、目標値を設定します。 ・町が運行経費を調査・把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
—	—	—	—	令和 7 年度の検討内容を踏まえて設定	

(2) 目標 ii に紐づく評価指標

目標 ii		自宅付近で乗車できる農村部交通の導入・確保													
評価指標⑤		町営バス路線の利用者数													
目標設定の 考え方、 計測方法等	・町営バス 3 路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の令和 4 年度の 1 日あたりの利用者数を現状値として設定します。 ・目標値は、毎年度の 1 日あたりの利用者数を整理し、把握することとします。 ・なお、町営バス 3 路線は、令和 7 年度以降にデマンド型交通への転換を想定しているため、運行開始年度以降は、評価指標⑧によって評価をします。														
	<table><tr><th>路線名</th><th>1 日あたりの利用者数</th></tr><tr><td>俣落線</td><td>10 人</td></tr><tr><td>武佐線</td><td>10 人</td></tr><tr><td>養老牛線</td><td>4 人</td></tr><tr><td>合計</td><td>24 人</td></tr></table>					路線名	1 日あたりの利用者数	俣落線	10 人	武佐線	10 人	養老牛線	4 人	合計	24 人
	路線名	1 日あたりの利用者数													
	俣落線	10 人													
	武佐線	10 人													
養老牛線	4 人														
合計	24 人														
現状値		目 標 値													
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度										
24 人/日	24 人/日 以上	24 人/日 以上	24 人/日 以上	令和 7 年度の検討内容を踏まえて設定											

評価指標⑥		町営バス路線の収支率																								
目標設定の 考え方、 計測方法等	・現在の町営バス 3 路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の収支率を現状値として、目標値の下限に設定します。 ・なお、町営バス 3 路線は、令和 7 年度以降にデマンド型交通への転換を想定しているため、運行開始年度以降は、評価指標⑨によって評価をします。																									
	<table><tr><th>路線名</th><th>収支率</th><th>運行収入</th><th>運行経費</th></tr><tr><td>俣落線</td><td>5.5%</td><td>538,545 円</td><td>9,710,599 円</td></tr><tr><td>武佐線</td><td>5.8%</td><td>467,390 円</td><td>8,061,105 円</td></tr><tr><td>養老牛線</td><td>7.0%</td><td>223,800 円</td><td>3,209,122 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>5.9%</td><td>1,229,735 円</td><td>20,980,826 円</td></tr></table>						路線名	収支率	運行収入	運行経費	俣落線	5.5%	538,545 円	9,710,599 円	武佐線	5.8%	467,390 円	8,061,105 円	養老牛線	7.0%	223,800 円	3,209,122 円	合計	5.9%	1,229,735 円	20,980,826 円
	路線名	収支率	運行収入	運行経費																						
	俣落線	5.5%	538,545 円	9,710,599 円																						
	武佐線	5.8%	467,390 円	8,061,105 円																						
	養老牛線	7.0%	223,800 円	3,209,122 円																						
合計	5.9%	1,229,735 円	20,980,826 円																							
現状値		目 標 値																								
令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																					
5.9%	5.9%以上	5.9%以上	5.9%以上	令和 7 年度の検討内容を踏まえて設定																						

評価指標⑦	町営バス路線の運行に要する公的資金投入額															
目標設定の 考え方、 計測方法等	・現在の町営バス 3 路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の公的資金投入額を現状値として、目標値の下限に設定します※。															
	・なお、町営バス 3 路線は、令和 7 年度以降にデマンド型交通への転換を想定しているため、運行開始年度以降は、評価指標⑩によって評価をします。															
	<table><tr><th>路線名</th><th>公的資金投入額</th></tr><tr><td>俣落線</td><td>9,710,599 円</td></tr><tr><td>武佐線</td><td>8,061,105 円</td></tr><tr><td>養老牛線</td><td>3,209,122 円</td></tr><tr><td>合計</td><td>20,980,826 円</td></tr></table>						路線名	公的資金投入額	俣落線	9,710,599 円	武佐線	8,061,105 円	養老牛線	3,209,122 円	合計	20,980,826 円
	路線名	公的資金投入額														
	俣落線	9,710,599 円														
武佐線	8,061,105 円															
養老牛線	3,209,122 円															
合計	20,980,826 円															
現状値	目 標 値															
令和 3 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度											
20,981 千円	20,981 千円 以下	20,981 千円 以下	10,491 千円 以下	令和 7 年度の検討内容を踏まえて設定												

※令和 7 年度については、10 月にデマンド型交通への転換を検討しているため、4 月から 9 月までの 6 ヶ月間で目標値を設定しており、関係者等との協議を踏まえ、目標値の見直しを行う場合があります。

評価指標⑧	デマンド型交通利用者数					
目標設定の 考え方、 計測方法等	・施策③の実施により、町営バス 3 路線（俣落線、武佐線、養老牛線）をデマンド型交通に転換するため、現状値を令和 4 年度の町営バス 3 路線の農村部利用者数とします。 ・デマンド型交通の運行が実施される予定の令和 7 年度以降の目標値は、施策③の実施による利便性向上（前年度利用者数の 30%増）及び人口減少を踏まえ設定します。 ・施策③の実施内容によっては、計画期間内に目標値を見直すことも検討します。					
現状値	目 標 値					
令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
7 人/日	－	－	9 人/日 以上	12 人/日 以上	15 人/日 以上	

評価指標⑨	デマンド型交通収支率				
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標⑧と同様に、現在の町営バス3路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の収支率を現状値として、運行開始を予定している令和7年度から目標値を設定します。 ・令和7年度以降は、これまでの運行形態よりも効率的な運行を目指すため、現状値を目標値の下限に設定します。 ・目標値は、運行収入及び運行経費から収支率を算出し、把握することとします。				
現状値	目 標 値				
令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
5.9%	—	—	5.9%以上	5.9%以上	5.9%以上

評価指標⑩	デマンド型交通維持に要する公的資金投入額				
目標設定の考え方、計測方法等	・評価指標⑧、⑨と同様に、現在の町営バス3路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の公的資金投入額を現状値として、運行開始を予定している令和7年度から目標値を設定します※。 ・令和7年度以降は、これまでの運行形態よりも効率的な運行を目指すため、現状の公的資金投入額を目標値の上限に設定します。				
現状値	目 標 値				
令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
20,981千円	—	—	10,490千円以下	20,981千円以下	20,981千円以下

※令和7年度については、10月にデマンド型交通への転換を検討しているため、10月から3月までの6ヵ月間で目標値を設定しており、関係者等との協議を踏まえ、目標値の見直しを行う場合があります。

(3) 目標iiiに紐づく評価指標

目標iii		市街地-計根別地区間における下校便等の確保				
評価指標⑪	下校便利用者数					
目標設定の考え方、計測方法等	・施策⑤の実施により、令和 7 年度から新たな下校便を検討するため、令和 6 年度の利用者数を現状値とし、以降は令和 6 年度の利用者数をもとに目標値を設定します。					
現状値	目 標 値					
令和 6 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	
27 人/日	－	27 人/日	27 人/日	27 人/日	27 人/日	

(4) 目標ivに紐づく評価指標

目標iv		公共交通の確保に合わせた利用促進策の展開				
評価指標⑫		本町内における公共交通の利用者数				
目標設定の考え方、計測方法等		・本評価指標で対象とする公共交通を、広域バス路線（釧路羅臼線・釧路標津線・標津標茶線・中標津線・中標津空港線）の5路線、中標津市内線、中標津計根別線、町営バス3路線（俣落線、武佐線、養老牛線）の計10路線とし、1日の合計利用者数を現状値とします。 ・広域バス路線は、町外の利用者を含む路線全体の利用者数を用いることとします。 ・令和5年度の目標値は、現状値から人口減少を踏まえ設定します。 ・令和7年度以降は、本計画内の各施策により町内の公共交通が大きく変わることやその他広域バス路線の再編等が想定されるため、これらを踏まえて、再度、目標値を見直し設定します。				
現状値		目 標 値				
令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
446人/日	445人/日以上	444人/日以上	444人/日以上	令和7年度の検討内容を踏まえて設定		

評価指標⑬	中標津町地域公共交通活性化協議会の開催回数					
目標設定の考え方、計測方法等	・本計画で整理した、各事業の実施効果や変化する社会情勢等との整合性が、継続的に検討・評価しているかの指標として、中標津町地域公共交通活性化協議会の開催回数を目標値とします。					
現状値	目 標 値					
令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
2回	年に2回以上	年に2回以上	年に2回以上	年に2回以上	年に2回以上	

9-3 目標値確認のための数値データの取得方法

「9-2 評価指標の算出方法及び目標値」で整理した各評価指標の実績値確認のための数値データの取得方法を以下に整理します。

表 9-2 各評価指標の数値データの取得方法

評価指標名		入手方法
評価指標①	中標津市内線利用者数	・運行事業者からの情報提供
評価指標②	ハイヤー助成等の代替移動支援策の利用者数	・運行事業者からの情報提供
評価指標③	ハイヤー助成等の代替移動支援策の収支率	・町決算資料の活用
評価指標④	ハイヤー助成等の代替移動支援策維持に要する公的資金投入額	・町決算資料の活用
評価指標⑤	町営バス路線の利用者数	・町が集計するデータの活用
評価指標⑥	町営バス路線の収支率	・町決算資料の活用
評価指標⑦	町営バス路線の運行に要する公的資金投入額	・町決算資料の活用
評価指標⑧	デマンド型交通利用者数	・町が集計するデータの活用
評価指標⑨	デマンド型交通収支率	・町決算資料の活用
評価指標⑩	デマンド型交通維持に要する公的資金投入額	・町決算資料の活用
評価指標⑪	下校便利用者数	・運行事業者からの情報提供
評価指標⑫	本町内における公共交通の利用者数	・町が集計するデータの活用 ・運行事業者からの情報提供
評価指標⑬	中標津町地域公共交通活性化協議会の開催回数	・協議会事務局の確認

9-4 評価スケジュール

「9-2 評価指標の算出方法及び目標値」で整理した各評価指標の評価実施時期を以下に整理します。

表 9-3 評価指標の評価スケジュール

評価指標名		R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
評価 指標①	中標津市内線利用者数	○	○	○	○	○
評価 指標②	ハイヤー助成等の代替移動支援策の利用者数	－	－	－	○	○
評価 指標③	ハイヤー助成等の代替移動支援策の収支率	－	－	－	○	○
評価 指標④	ハイヤー助成等の代替移動支援策維持に要する公的資金投入額	－	－	－	○	○
評価 指標⑤	町営バス路線の利用者数	○	○	○	令和7年度の 検討結果次第 では令和8年 度以降も評価 を実施	
評価 指標⑥	町営バス路線の収支率	○	○	○		
評価 指標⑦	町営バス路線の運行に要する公的資金投入額	○	○	○		
評価 指標⑧	デマンド型交通利用者数	－	－	○	○	○
評価 指標⑨	デマンド型交通収支率	－	－	○	○	○
評価 指標⑩	デマンド型交通維持に要する公的資金投入額	－	－	○	○	○
評価 指標⑪	下校便利用者数	－	○	○	○	○
評価 指標⑫	本町内における公共交通の利用者数	○	○	○	○	○
評価 指標⑬	中標津町地域公共交通活性化協議会の開催回数	○	○	○	○	○



第10章 今後について

10-1 計画推進体制

本計画で設定した事業を推進し、基本的な方針及び目標を実現していくために、計画策定にあたり活性化再生法に基づき設置された「中標津町地域公共交通活性化協議会」を、計画に基づく事業実施の推進及び評価、進捗管理、事業間の調整等を行う組織として位置付けます。

中標津町地域公共交通活性化協議会は、行政（町、道、国）、交通事業者、運転手が組織する団体、町民・地域、道路管理者、その他関係者を構成員とし、各主体の具体的な役割を下表のように定め、目標の実現に向けて取り組んでいきます。

表 10-1 中標津町地域公共交通活性化協議会構成員の主な役割

主体	主な役割
行政	目標の実現に向け、関係者との調整役を担うとともに、公共交通の維持・改善の取組を実施します。また、特に町においては、協議会運営にあたってのコーディネーター役を担うとともに、本計画に示す事業実施について、必要となる助言者の招聘も行います。
交通事業者	事業経営・交通運営の主体として、事業について、交通事業者間や行政と協議・調整を行いながら、実現に向けた検討を行うとともに、情報提供・発信を行います。
運転手が組織する団体	運転手の労働環境等の観点から、事業に対し助言を行います。
町民・地域	公共交通サービスを享受するだけではなく、町内の公共交通を維持していくために、主体的に公共交通の需要確保等に取り組むとともに、他の関係者とも連携・協働します。
道路管理者 交通管理者	事業について、道路・交通行政の観点から公共交通運営の正当性、妥当性、道路・交通に対する安全性等について評価を行います。
その他	行政や交通事業者等と連携した取組に協力します。

なお、事業実施にあたっては、交通事業者間や交通事業者と行政間での実務的な協議・調整が必要になること、また、公共交通の利用者である町民の要望を把握する場が必要であることを踏まえ、事業者協議の場や町民意見交換の場などを継続的に設け、適宜適切な公共交通網の見直しを行っていきます。

また、釧路総合振興局及び根室振興局が合同で策定を進めている「北海道釧路・根室地域公共交通計画（仮称）」との連携を図るほか、標津線代替輸送連絡調整協議会で検討する JR 標津線代替バス路線の方向性など、本計画に係る内容については、継続的に状況を把握し、必要に応じて計画を見直すなど、社会情勢等の変化に応じた柔軟な対応を行います。

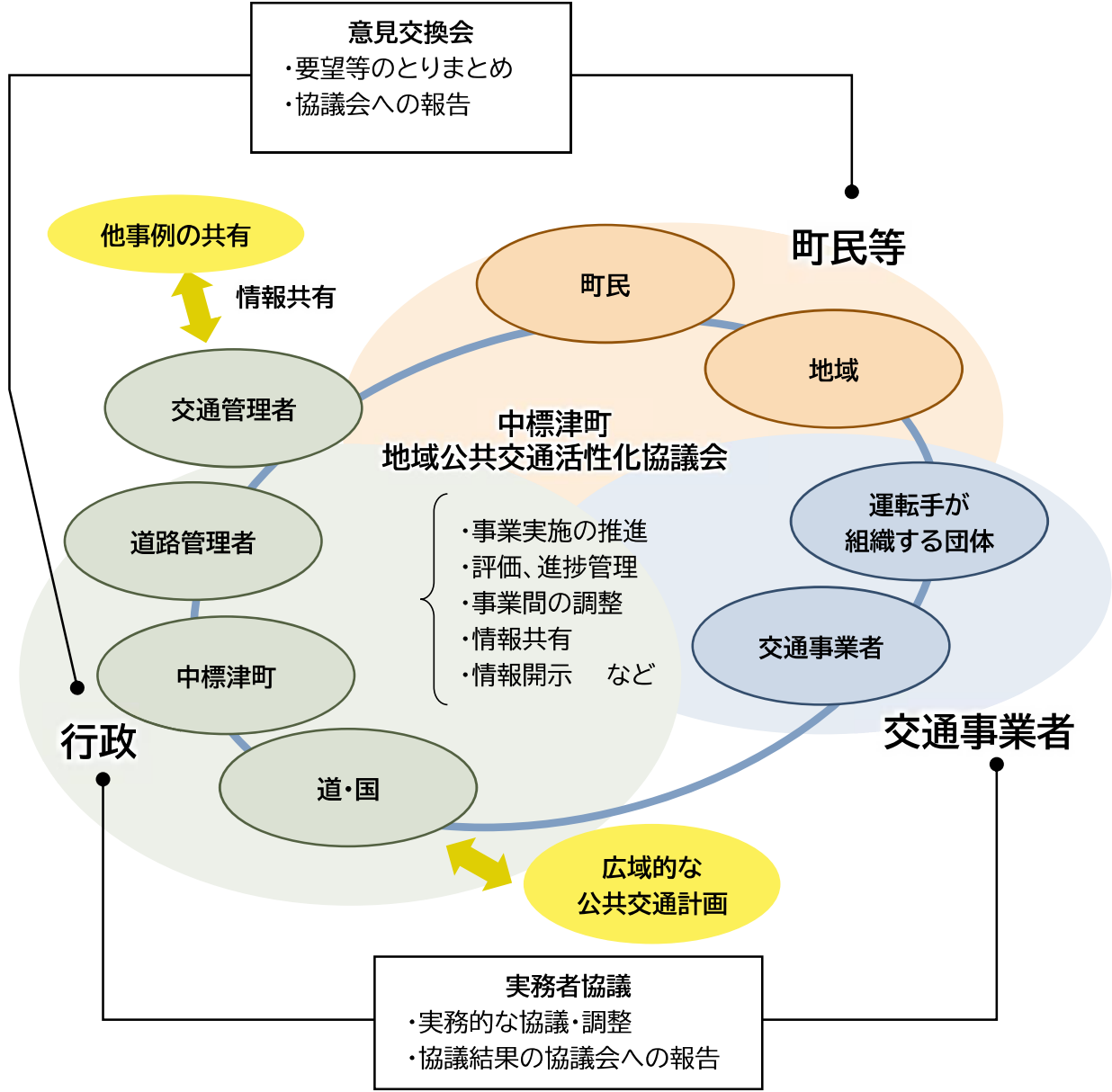


図 10-1 中標津町地域公共交通活性化協議会の推進体制

10-2 今後のスケジュール

本計画は、計画策定（Plan）、事業の実施（Do）、モニタリング・評価（Check）、見直し・改善（Action）を繰り返すPDCAサイクルの考え方により推進します。

また、PDCAサイクルについては、毎年度の事業の実施・評価・見直しという短期のPDCAサイクルと、計画期間を通しての長期のPDCAサイクルにより、計画の推進及び進捗管理を行います。

短期・長期のPDCAサイクルについては、中標津町地域公共交通活性化協議会で行い、「当該年度検討・実施する事業の確認、予算組みの協議等」と「当該年度事業の最終評価、次年度実施事業の実施方針の協議等」の計2回の開催を基本とし、必要に応じて、開催することとします。

なお、中標津町地域公共交通活性化協議会の開催方法については、協議事項等の案件により、対面・書面開催を使い分け、適切な開催を行うこととします。

表 10-2 毎年度の短期のPDCAサイクル及び計画期間を通しての長期のPDCAサイクル

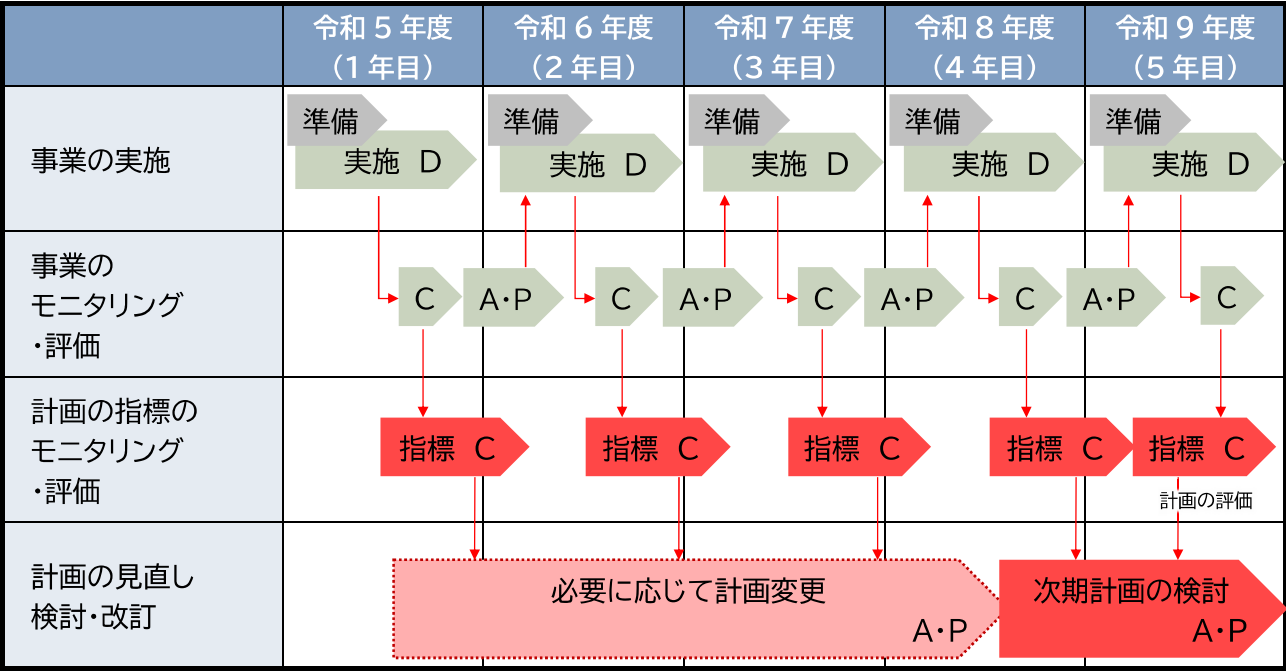


表 10-3 年間スケジュール案

